岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第6号

岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例の一部を改正する条例

岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例(昭和44年岩手県条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前											改正後											
表(第2条関係)											別表 (第2条関係)											
区分		種	別		単 位	供試分量	手数料	備	考		区分		種		別		単 位	供試分量	手数料	備	考	
	飲用水試験		化学検査	簡易 検査	[略]			•						化学	簡易 検査	[略]						
				一般 検査	[略]	[略]	20,060円				I EE IA		飲用力	k 試験	検査	一般検査	[略]	[略]	22,710円			
水質検				略]					水質検	筷			[]	格]				•				
查	上水道試験	平常	化学検査 [略] 化学検査		[略]	[略]	38,640円			査		•	1 4.	平常	化学	検査	[略]	[略]	41,290円			
		試験											上水	試験	[]	咯]				•		
		基準			[略]	[略]	251,900円						道試験	基準	化学検査		[略]	[略]	254,550円			
		試験		略]									映	試験	[]	咯]						
	[略]										•	[略]										
[略]									[略]													

m 考 以上部分は、下級の部分

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。